

第1回 奈良県公契約審議会 議事録

1 開催日時

平成28年6月29日(水) 午後1時30分～3時00分

2 開催場所

奈良県庁1階 会計局長室

奈良市登大路町30番地

3 出席者

委員：小笠原委員、鮎井委員、狭間委員、森本委員、山崎委員

事務局：榎原会計局長、西村総務課長、小林課長補佐、総務課職員2名

4 議題

- 1 会長の選出について
- 2 審議会運営要領(案)について
- 3 奈良県公契約条例の概要及び実施状況について
配付資料 別添のとおり

5 公開・非公開の別

公開 (傍聴者 0人)

6 議事内容

議題1 会長の選出及び会長代理指名について

- ①委員の互選によって、山崎委員を会長に選出した。
- ②山崎会長が狭間委員を会長代理に指名した。

議題2 審議会運営要領(案)について

- ①事務局から説明の後、山崎会長が委員に諮り、異議なく決定した。
- ②山崎会長が議事録署名委員を50音順により小笠原委員、鮎井委員を指名した。

議題3 奈良県公契約条例の概要及び実施状況について

- ①事務局から資料3に基づき説明を行った。
- ②質疑及び意見交換

[意見交換概要]

狭間委員：公契約の中に、特定公契約があるという考えでよいか。また、公契約に該当するが、特定公契約に該当しないものはどのような取扱をするのか。

事務局：条例では、すべての公契約に対し最低賃金以上の賃金の支払、社会保険の加入を求めている。特定公契約に該当する場合は、賃金等の報告を求め、法令遵守を確認する。

また、社会的価値の評価については、建設工事の場合、県内の事業者すべてを格付評価（ランク付け）の際に3つの取組に対し加点を行うが、業務委託・指定管理の場合は、特定公契約に該当する案件の総合評価入札時等に加点評価を行うことになっている。

小笠原委員：資料3にある契約件数、賃金報告書提出済の件数というのは、特定公契約と理解すればよいのか。

事務局：その通り。賃金報告は事業着手後3ヶ月目の賃金を4ヶ月目に報告であるため、契約件数と賃金報告書提出済件数に差が生じる。

鮎井委員：公契約を結ぶ事業者へ最低賃金、社会保険の加入を求めるとあるが、例えば障害者雇用は法律で定められており、守られていない場合は罰金が課されるという国の枠組みがあるのに、なぜ公契約条例でこれらを守らせることにしたのか。

事務局：法律で定めがあり、事業者は遵守する義務がある。今までであれば、法律を所管しているところが取締っているという認識であったため、県と契約する事業者を、価格のみの競争で決定をしていた。この条例は、県の発注する相手方は法令が守られている事業者とし、契約した事業者が法令を遵守していることを確認するといったもので、県が主体的に関わる仕組としている。

鮎井委員：この条例により、県の施策として国の施策と同じ方向性のものを進めるということか。

事務局：平成24年に行った賃金実態調査で、最低賃金と同額の方が存在し、社会保険未加入が7%という結果が出た。法律で定められていることが必ずしも遵守されていない実態があり、これらを遵守する方策として、また、社会的価値については寄与している事業者を評価するという枠組みにより、働きやすい奈良県づくりの一環となるものという意図がある。

森本委員：資料3効果測定について、障害者雇用のデータで、建設業での雇用者人数をみると条例の効果がないという分析結果であるが、業務委託・指定管理では見ることができないのか。また、保護観察者等の協力雇用主数は増えているが、効果は不明としている。これはなぜか。

事務局：障害者雇用は、業種別で建設業の統計はあるが、業務委託や指定管理のうち清掃や警備など、統計が存在しないため、今回このデータをお示しした次第。今後、入札に参加した事業者の実績で数値を積み上げる等、いろいろな方法を検討していきたい。また、建設業については、ハローワークに報告義務のない50人以下の事業者の数値を建設業者格付のデータを分析し、検証していきたい。

協力雇用主については、影響は少しあるのかもしれないが、明確に条例が影響したと言える数値でなかったため、条例の効果は不明としている。今後、どのような数値を検証するのがよいか考えたい。

森本委員：奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業のデータは判りやすいので、このような分析を他の項目でもお願いしたい。

事務局：全体を捕らえたようなデータがないのか探したが、現在、お示しする数値がなく、この形で分析した次第。今後これらに代わるデータを検討していきたい。

森本委員：業務委託などについては、障害者雇用が広がっていくと思われるので、検証していただきたい。

狭間委員：業務委託8件、指定管理1件であるが、これらの受注者は株式会社なのか。

事務局：業務委託は民間及びシルバー人材センター。指定管理は社会福祉法人。

紘井委員：社会的価値の評価の評価基準はどのように設定しているのか。また公表しているのか。

事務局：業務委託・指定管理の募集の際、評価基準を公表している。

標準的な配点としては、各項目2/100、3項目で6/100配分している。

紘井委員：具体的に障害者雇用でどのように配点しているのか。

事務局：障害者雇用については、法定雇用率以下の配点は0、法定を満たし3%未満の場合1/100を配点、法定雇用率を大きく上回る3%以上の場合、2/100を配点している。

保護観察者の雇用については、実雇用があった場合、2/100を配点、また、保護観察者等を受け入れる意思のある協力雇用主登録では0.2/100を配点することとしている。

森本委員：今後の審議会の開催頻度はどのくらいか。

事務局：条例施行1年で、ようやく一定のデータがでてきたため、第1回審議会を開催した。

データが蓄積され、このような状況であるのご報告できるには1年位かかると思われる。データ蓄積し分析し整ったところでご報告をしたい。次回は1年後くらいを考えている。それまでに委員の皆様にご意見をいただかなくてはならない案件がありましたらその時点で時期をご相談させていただきたい。

紘井委員：審議会の役割としては、公契約条例の目的としているものが実現しているということをチェックするというところでよいか。

事務局：これらを踏まえて、他にこのような分析が必要であるとか。実績を踏まえ、条例の運用方法や中身について、このようにすればよいのではないか。といったご意見を賜りたい。

小笠原委員：所掌事務にある特定公契約の種類・金額。これはデータがないと検証ができないという理解をした。あとの規則に書かれている所掌はどのようなものか。

事務局：社会的価値としてどのようなものを評価をするのか。また、条例・規則そのものについてご審議いただきたい。


事務局：本日は、初めて開催した審議会であり、公契約条例の説明からさせていただいた。

奈良県の公契約条例は昨年4月からの施行であるため、当面はこの条例が安定してスムーズな運営ができるように努めて参りたい。今後はデータを収集し、分析に取組むこと。また、他の公契約条例の制定自治体の状況を調査すること。次回はこれらをご報告申し上げ、ご審議いただけるようにしていきたい。

上記のとおり審議結果を確認する。

平成28年7月21日

奈良県公契約審議会 委員

小笠原 哲治 

奈良県公契約審議会 委員

紘井 憲 